公益財団法人荒川区芸術文化振興財団後援名義基準

平成 14 年 5 月 16 日制定 A C C 本部発第 61-2 号

(目的)

- 第1条 この基準は、文化団体等が荒川区内において自主的に開催する芸術文 化事業活動に対して、公益財団法人荒川区芸術文化振興財団(以下「甲」と いう。)が、その団体に対して後援名義を承認する場合に必要な事項を定める。 (後援団体等)
- 第2条 甲が後援する団体(個人又は法人格を有しない団体を含む。以下「乙」 という。)は、次の各号を満たすものとする。
 - (1) 乙の目的及び事業が、荒川区の芸術文化振興に寄与するものであること
 - (2) 乙の目的及び事業が、政治的、宗教的関わりのないこと
 - (3) 前項の規定にかかわらず、理事長が特に認めたもの

(後援対象事業)

- 第3条 後援事業は、乙が実施する事業で、次の各号を満たすものとする。
 - (1) 事業が、主として荒川区民を対象としたものであること
 - (2) 事業の目的が、甲の定款第3条の趣旨に合致しているものであること (事業後援の方法等)
- 第4条 事業後援の方法は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 乙がポスター・チラシ等に、甲が後援する旨を表記することを承認する。
 - (2) 甲の承認した事業については、「ほっとタウン」に、掲載することができる。
 - (3) 甲は、後援についての事業経費の負担はしないものとする。

(事業の取消し)

第5条 甲の名義使用の事業として、相応しくない行為等があった場合には、 承認を取消すことができる。

(後援申請)

- 第6条 事業の後援申請を希望する団体は、事業後援申請書(別紙)に、次に 掲げる書類を添付し、甲に提出しなければならない。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 事業収支予算書
 - (3) 団体に関する資料
 - ア. 規約及び役員名簿
 - イ. 過去の事業実績
 - ウ. その他理事長が必要とする資料

(その他)

- 第7条 (1) 後援事業等に変更があった場合は、乙は、直ちに変更の届出をするものとする。
 - (2) 乙は、事業終了後には、事業報告書を提出するものとする。

附則

この基準は、平成14年5月16日から適用する。

附 則

この基準の改正は、平成16年6月1日から適用する。

附則

この基準の改正は、平成24年4月1日から適用する。

平成 年 月 日

公益財団法人荒川区芸術文化振興財団 理事長 殿

住所団 体 名代表者氏名印連絡担当者氏名連絡担当者電話

公益財団法人荒川区芸術文化振興財団後援名義使用申請書

下記の事業を実施するにあたり、貴財団の後援を申請いたします。

記

事業名				
事業目的				
主催者				
実施日時	平成 年 月 日()	時	分	
実施会場				
入場料等	円 全席指定・全席自由・その他()•	無
備考				

※事業計画書、事業収支予算書、規約、役員名簿、過去の事業実績等を添付すること

公益財団法人荒川区芸術文化振興財団 理事長 殿

住 所 団 体 名 代表者氏名 印 連絡担当者氏名 連絡担当者電話

公益財団法人荒川区芸術文化振興財団後援名義使用事業報告書

下記の事業の実施を完了するにあたり、後援名義使用事業報告書を提出いたします。

記

事業名						
公演日時	平成	年	月	目	開場	開演
会 場						
料金			[全席自日	自・全席指定・その他 ()]
主催等						
入場者数						
備考						

※事業収支決算書を添付

代表

様

公益財団法人荒川区芸術文化振興財団 理事長

公益財団法人荒川区芸術文化振興財団後援名義使用について(承認)

平成 年 月 日付けで申請のあった公益財団法人荒川区芸術文化 振興財団後援名義の使用について、下記の通り承認します。

記

- 1 事業名
- 2 実施日 平成 年 月 日() 時~ 時
- 3 会場
- 4 承認の条件
- (1)名義の使用にあたっては、「ACC公益財団法人荒川区芸術文化振興財団 後援」とすること。
- (2)公益財団法人荒川区芸術文化振興財団は、この事業経費の負担は致しません。
- (3)公益財団法人荒川区芸術文化振興財団の名義使用の事業として、相応しくない行為等があった場合には、承認を取消す場合があります。
- (4)事業等に変更があった場合には、直ちに変更の届出をすること。
- (5)事業終了後には、事業報告書を提出すること。